

障がい者の入居

Q12. 障がいのある方の入居について

Q

障がいのある方の入居は、事故や緊急時対応等に不安があります。

A

障がいには、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等による障がいなど様々なものがありますが、**障がいのある方が入居する場合は、本人や家族、支援者から障がい特性についてあらかじめ説明を受けることが、事故等の不安低減につながります。**

また、障がいのある方は、日常生活で困ったことがあった場合や障がい福祉サービスを利用したい場合、市町村の障がい福祉窓口や「相談支援事業所」へ相談する等、様々な障がい福祉サービスを利用して地域で自立した生活を送っています。

このように、**障がいのある方を地域で支える制度がありますので、緊急時の連絡先をあらかじめ把握するなどの対応を行えば、家主の方の不安も低減されるのではないか**でしょうか。

【障がい福祉サービス】

障がいのある方が地域で自立した日常生活を送れるよう支援する様々なサービスです。

市町村への申請手続き、障がい支援区分の認定、支給決定を経て、指定事業者等との契約が行われ、サービスが提供されます。

【市町村の障がい福祉窓口】

市町村の福祉事務所（福祉事務所を設置していない町村については障がい福祉担当課）で下記の申請や相談に応じています。

- ・障がい者手帳等の申請
- ・義肢や車いすなどの利用申請
- ・福祉サービスや施設の利用申請
- ・日常生活や社会活動での困り事の相談
(連絡先は25ページの各種情報からお調べ下さい。)

【相談支援事業所】

障がい者や家族等の相談に応じたり、障がい福祉サービスの情報提供を行っています。

(連絡先は25ページの各種情報からお調べ下さい。)

【体験談】障がい者世帯の入居

身体に障がいがある方に入居していただきました。

よく知っている宅建業者から紹介があったのがきっかけで、最初は事故等が不安でしたが、1階が空いていたのと、障がい者の方を支援するヘルパーさんの支援内容について説明を受けて安心しました。

入口の段差解消、玄関のスロープ設置、トイレやお風呂の手すり設置、部屋や台所の床の改修をしましたが、改修費用は入居者負担でしたので、家主としては改修の承認のみで、意外と簡単だったのを覚えています。



大阪市住吉区 田中貞夫さん

住んでいる人の立場、お客様の立場で、住みやすく思ってもらえる、長く付き合ってもらえる賃貸住宅経営を行っています。